

須坂市障害者雇用促進奨励金と

障害者作業施設等整備事業補助金のご案内

障害者雇用促進奨励金とは？

須坂市内にお住まいの障害者を常用労働者として雇用した須坂市内の事業主さんに対する須坂市の奨励金です。

障害者の要件

65歳未満の方で下記3つの内の一つに当てはまる方

- ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・ 療育手帳の交付を受けている方
- ・ その他公共職業安定所長が障害者として認めた方

交付対象事業者

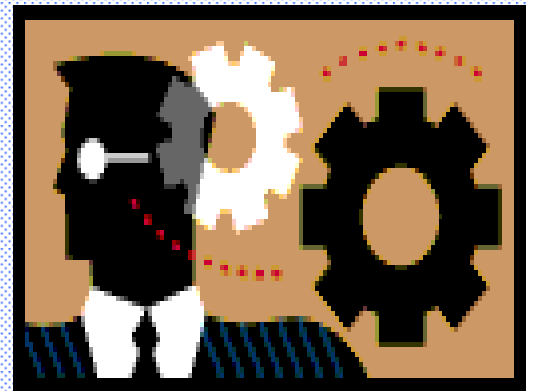
市内に事業所がある事業主さんで、市内にお住まいの障害者を公共職業安定所（ハローワーク）の紹介で常用労働者として6ヶ月以上継続して雇用された方。

奨励金の額

一人につき1回に限り 20,000円

申請方法

雇用が6ヶ月を過ぎた日の翌年1月20日までに須坂市産業振興部工業課まで申請をしてください。（申請用紙などは工業課にございますので、ご連絡ください。）



障害者作業施設等整備事業補助金とは？

障害者の方のために設備を整えようとする

事業主さんに対して行う須坂市の補助金です。

事業を行うのに必要な設計・監理委託料、工事費並びに機会もしくは設備の改造費、運搬費及び据付費に対して支払われます。

交付対象者

須坂市内に事業所がある事業主で、障害者を常用雇用している方。

補助対象経費及び補助率、限度額

（補助対象経費：1と2の合計額 補助率：1/2以内 限度額：50万円）

1. 作業施設整備事業

障害者の能力にあう作業を容易にするために必要な施設及び障害者がその障害を克服し、仕事を容易にするために必要な附属施設（玄関、廊下、階段、トイレなど）の新築、増築、または改築。

2. 作業設備整備事業

障害者の能力にあう作業もしくはその仕事を容易にするために必要な機械もしくは備品の改造。

申請方法

事業完了の日から20日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに須坂市産業振興部工業課まで申請をしてください。（申請用紙などは工業課にございますので、ご連絡ください。）



お問合せ先

須坂市産業振興部工業課雇用促進係

382-0077 須坂市大字須坂1295-1 シルキービル2階

電話： 248-9033 Fax： 246-3489

メール： kogyo@city.suzaka.nagano.jp